

## 調整控除

- (1) 合計課税所得金額（課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額）が 200 万円以下の場合

市民税一次の A・B のいずれか少ない金額の 3%

県民税一次の A・B のいずれか少ない金額の 2%

A 所得税と住民税の人的控除額の差の合計額

B 合計課税所得金額

- (2) 合計課税所得金額が 200 万円を超える場合

市民税{所得税と住民税の人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200 万円)}×3%

ただし、計算の結果 1,500 円未満の場合は 1,500 円

県民税{所得税と住民税の人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－200 万円)}×2%

ただし、計算の結果 1,000 円未満の場合は 1,000 円

## 住民税と所得税の人的控除

控除	区分	住民税	所得税	差額
基礎		33 万円	38 万円	5 万円
配偶者	一般	33 万円	38 万円	5 万円
	老人	38 万円	48 万円	10 万円
	同居特別障害	56 万円	73 万円	17 万円
	老人同居特別障害	61 万円	83 万円	22 万円
配偶者特別	前年中の配偶者の合計所得金額が 40 万円以上 45 万円未満			3 万円
	上記以外			5 万円
扶養	一般	33 万円	38 万円	5 万円
	特定扶養	45 万円	63 万円	18 万円
	同居特別障害者	56 万円	73 万円	17 万円
	特定扶養同居特別障害者	68 万円	98 万円	30 万円
老人扶養	老人扶養親族	38 万円	48 万円	10 万円
	同居老親等扶養親族	45 万円	58 万円	13 万円
	同居特別障害者老人扶養親族	61 万円	83 万円	22 万円
	同居特別障害者老親等扶養親族	68 万円	93 万円	25 万円
障害者	特別	30 万円	40 万円	10 万円
	一般	26 万円	27 万円	1 万円
本人該当区分	寡婦	26 万円	27 万円	1 万円
	特別寡婦	30 万円	35 万円	5 万円
	寡夫	26 万円	27 万円	1 万円
	勤労学生	26 万円	27 万円	1 万円